

刑事事件

事案の概要

相談者は、バイト先の高校生を連れて深夜のドライブに出かけたところ、親権者の承諾なく18才未満の青少年を深夜に連れ出した行為について、警察より青少年健全育成条例違反事件とされてしまいました。なんとか刑事処分を免れることはできないかということで、当事務所に相談に至りました。

解決結果

担当検事からは、罰金刑で処理したい旨の意向が相談者に示されており、このままでは刑事処分は避けられない状況にありました。当職から被害者側（高校生と親御さん）と改めて話をしたいのでそれまで待つてほしい旨を担当検事に伝え、しばしの時間の猶予を得ました。高校生の親御さんに連絡を取り、高校生本人は相談者の処罰を望んでいないこと、親御さんとしても相談者が反省しているなら相談者を許してあげたいという旨の陳述書を頂くことができました。相談者からは改めて反省文を提出させ、最終的には不起訴処分を得ることができました。

担当弁護士からひとこと

対象となる相手方が高校生ということもあり、高校生本人、親御さんそれぞれの心情に配慮しながら陳述書の作成をお願いしました。被害者という立場の方々から、処分を望まない、という一筆を得ることができたことが不起訴につながった事案でした。